

遺伝子組換え食品の検査

平成20年4から5月にかけて、食品専門監視班及び福祉保健センターが収去した計57検体について、遺伝子組換え食品の検査を実施しました。

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され、承認されたものが国内に流通します。検査は、承認済みのものについては定量検査（食品中に遺伝子組換え品種がどのくらい含まれているかを調べる検査）を行います。一方、未承認のものについては定性検査（食品中に遺伝子組換え品種が含まれているかを調べる検査）を行います。今回は、承認済みのラウンドアップ・レディー・大豆、CaM組み込みトウモロコシ（Event176、Bt11、T25、Mon810）及びGA21トウモロコシ¹の定量検査、並びに未承認のBt10トウモロコシ及びBtコメの定性検査を実施しました。なお、トウモロコシ粉碎品については定量と定性の両方の検査を行いました。

1 定量検査

大豆加工品（豆腐）8検体及び大豆穀粒3検体についてラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査を行いました。また、トウモロコシ粉碎品5検体についてCaM組み込みトウモロコシ及びGA21トウモロコシの定量検査を行いました。その結果、いずれも混入率は5%以下²であり、違反検体はありませんでした（表1、2）。

表1 ラウンドアップ・レディー・大豆の定量検査

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体数
豆腐	日本	8	0
大豆穀粒	アメリカ	2	0
	日本	1	0

表2 CaM組み込みトウモロコシ及びGA21トウモロコシの定量検査

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体数
トウモロコシ粉碎品	日本	4	0
	アメリカ	1	0

¹ 遺伝子組換えトウモロコシ混入率は、安全性審査を経た5種類の遺伝子組換えトウモロコシ（Event176、Bt11、T25、Mon810、GA21）の各混入率を合計したものになります。そのうち4種類（Event176、Bt11、T25、Mon810）については共通してCaM配列が組み込まれているためスクリーニング検査で4種類の混入率合計値を推定することができます。GA21トウモロコシはCaM配列が組み込まれておらずスクリーニング検査で定量できないため系統特異的定量を行います。スクリーニングの値とGA21の値の合計が5%を超えた場合には、あらためて5種類の系統特異的定量を行う必要があります。

² 安全性審査を経た遺伝子組換え食品は、混入率が5%を超えると表示義務が生じ、「遺伝子組換え」である旨の表示をしなければなりません。一方、5%以下なら表示義務はなく、「遺伝子組換えではない」等の表示をすることもできます（ただし、書類等で確認ができること、意図的に遺伝子組換え食品を混入していないことが前提になります）。そのため、安全性審査を経た遺伝子組換え食品の検査では、混入率が5%を超えているかどうかを調べることになります。

2 定性検査

原材料表示にトウモロコシの記載がある食品12検体(スナック菓子など)についてBt10トウモロコシの定性検査を行いました。また、コメ加工品34検体(ビーフン、米粉など)についてBtコメの定性検査を行いました。その結果、いずれも不検出であり、違反検体はありませんでした(表3、4)。

表3 Bt10トウモロコシの定性検査

品名	原産国	検体数	検出数
スナック菓子	日本	6	0
トウモロコシ粉碎品 ³	日本	4	0
	アメリカ	1	0
トルティーヤ	オーストラリア	1	0

³ トウモロコシ粉碎品5検体はCaM組み込みトウモロコシ及びGA21トウモロコシの定量検査と同一検体。

表4 Btコメの定性検査

品名	原産国	検体数	検出数
ビーフン	台湾	6	0
	タイ	5	0
	ベトナム	3	0
米粉	日本	7	0
	台湾	1	0
せんべい	日本	5	0
ライスペーパー	ベトナム	3	0
	日本	1	0
餅	日本	3	0

【 食品添加物担当 】